

1. 試験区分及び職務内容

試験区分	職務内容
一般事務職	町村長部局、教育委員会、議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
上級	平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験方法及び内容

試験	種目	内容
第一次試験	教養試験	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（試験時間 2時間）
	論文試験	文章による表現力についての筆記試験（試験時間 1時間）
	適性試験	公務の職業生活への適応性についての択一式による筆記試験（試験時間 20分）
第二次試験	人物試験	個別又は集団面接による口述試験

4. 試験の日時場所及び合格発表

	日時	場所		合格発表	
		試験地	試験場	発表時期	発表方法
第一次試験	7月22日(日) 8:50(着席)	札幌市 稚内市	札幌市 ACU-Y 稚内市 未定	8月上旬	受験番号を各町村役場等に掲示するほか合格者にのみ通知します。
第二次試験	第一次試験の合格者にお知らせします。			8月上旬以降	合格者にのみ通知します。

5. 受験手続及び受付期間

受付期間	平成30年5月9日(水)から6月20日(水)まで受け付けます。 (月曜日から金曜日の午後5時まで、土曜日は受け付けません) なお、郵送の場合は6月20日の消印のあるものまで受け付けします。	
申込書の入手方法 (いずれかの方法で入手して下さい。)	配布場所	宗谷町村会事務局又は宗谷総合振興局管内各町村役場で配布します。 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27宗谷合同庁舎内3階 宗谷町村会 電話0162-33-2570
	プリントアウト	宗谷総合振興局管内各町村役場のホームページより、様式をプリントアウトしてください。この場合、試験申込書はA4サイズの用紙に両面印刷してください。
	郵送	封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4用紙が入る大きさ）を必ず同封してください。
申込方法及び申込先	別添の試験申込書及び受験票に必要な事項を必ずボールペンで自筆で記入し（パソコン等で作成したものは受理できません）就職を希望する町村役場の総務課に郵送又は持参してください。全町村就職可を選んだ方は、いずれかの町村1カ所へ提出してください。（宗谷町村会では受け付けません）記入及び郵送の方法については、「試験申込みの方法」を参照してください。	

6. 合格から採用まで

- (1) 第一次試験合格者は、採用候補者名簿に登録され、第二次試験を経て合格者の希望及び成績に基づき、各町村の任命権者が採用者を決定します。
名簿登載者全員が採用されるものではありませんので、選考にもれた場合は、欠員補充等の機会を待たなければなりません。この採用候補者名簿は、原則として平成31年4月以降の採用に対するもので1年間有効です。
- (2) 採用者に決定した方には、直接、採用町村から合格通知がされ、平成31年4月以降採用町村の職員として勤務することになります。
宗谷管内各町村の平成30年4月現在の一般事務職員上級の採用予定は次のとおりですが、職員定数の改廃や欠員状況等により、今後、変更となることがあります。